

蒲刈高齢者生活福祉センターに係る指定管理者の候補者の選定について

蒲刈高齢者生活福祉センターの指定管理者の候補者を次のとおり選定しました。

1 施設の概要

- (1) 所在地 呉市蒲刈町田戸2308番地1
- (2) 設置目的 在宅の高齢者及び障害者について、自立的生活の助長、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持向上を図り、もって市民の福祉を増進するための施設として、設置する。

2 公募の概要

- (1) 公募期間 令和6年8月1日（木）から令和6年8月30日（金）まで
- (2) 応募者

団体名	団体所在地	代表者氏名
社会福祉法人呉市社会福祉協議会	呉市中央5丁目12番21号	会長 中本 克州

3 審査の概要と結果

(1) 審査方法

応募者が1者であったため、蒲刈高齢者生活福祉センターの指定管理者選定委員会において、応募者から提出された書類及びヒアリング等をもとに、各委員が採点ではなく審査基準ごとにその適否を審査しました。

(2) 審査基準

審査基準	主な評価の視点	配点
ア 事業計画書等の内容が、利用しようとする者の平等利用が図られるものであること。	・利用者の平等利用の確保	適・否 ※否は失格
イ 事業計画書等の内容が、施設の適切な維持及び管理が図られるものであること。	・施設の設置目的との整合性 ・自主事業の内容 ・苦情への対応及び個人情報の取扱い	適・否 ※否は失格
ウ 事業計画書等の内容が、利用促進が図られるものであること。	・利用促進に係る具体的な取組及び老人福祉に必要な事業 ・利用者数等の数値目標 ・利用者の要望（ニーズ）把握に係る具体的な取組	適・否 ※否は失格
エ 事業計画書及び収支予算書の内容が、適切かつ管理経費の縮減が図られるものであること。	・適切な収支計画書の規模・内容 ・管理経費の縮減のための工夫	適・否 ※否は失格
オ 施設の管理を安定して行う能力を有するものであること。	・経営状況 ・適切な人員配置体制 ・事故等の緊急事態への対応	適・否 ※否は失格

カ その他施設の設置目的又は性格等に応じて別に定める基準	・高齢者の福祉の増進に必要な取組	適・否 ※否は失格
総 合 判 定		適・否 ※否は失格

(3) 審査結果

審査結果は次のとおりで，社会福祉法人呉市社会福祉協議会を本施設の指定管理者の候補者に選定しました。

応募者	社会福祉法人呉市 社会福祉協議会	【評価した点】 ・自主事業により実施する社会福祉協議会安芸灘支所及び通所介護事業所に従事する職員の協力が得られることにより，少人数体制での運営となっていること。 ・災害時，島内に居住する職員だけでなく，近隣施設とも助け合う体制が整っていること。
総合判定	適	
【内訳】		
審査基準ア	適	
〃 イ	適	
〃 ウ	適	
〃 エ	適	
〃 オ	適	
〃 カ	適	

4 指定期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

5 委員会の議事概要

(1) 選定委員会の開催状況

ア 開催日時 令和9月27日（金）

イ 開催場所 呉市役所2階203会議室

ウ 出席者 民間の学識経験者 5人，呉市職員 2人 計 7人

(2) 議事概要

ア 主な意見等

- ・警備業務や宿日直業務は外部委託か否か。また，災害時等の対応はどうか。
- ・生活支援ハウスが3名体制となっているが，こういった管理の仕方をされているのか。
- ・自主事業にある社会福祉協議会安芸灘支所の業務はどのようなものか。

イ 委員会の結論

指定管理者の候補者の選定に関する事項等の評価の結果，社会福祉法人呉市社会福祉協議会は候補者として適当であると認められる。

【問い合わせ】 呉市福祉保健部高齢者支援課（電話 0823-25-3573）